

平成 2 5 年 1 0 月 9 日

各 局 長 殿

財 政 局 長

平成 2 6 年度予算編成方針について（依命通達）

平成 2 6 年度予算については、次により編成することになったので、高松市
予算規則第 5 条の規定に基づき、命により通知します。

第 1 平成 2 6 年度予算編成の基本方針

- (1) 「財政運営指針」や「第 6 次行財政改革計画」等に沿って、事業の効
果性、必要性等を精査し、徹底的に無駄をなくしたスリム化に取り組む。
- (2) 事務事業全般にわたる見直しにより捻出された貴重な財源を重点的・
効率的に配分し、「第 4 期まちづくり戦略計画」に掲げる重点取組事業等
の各種施策を着実に推進する。
- (3) 今後の国の予算編成の動向や地方財政対策等を見極める中、市債残高
にも留意しながら、全力を挙げて歳入の積極的な確保を図り、将来にわ
たり持続可能な健全財政を目指す。

第 2 重点取組事業

重点取組事業は、次に掲げる課題に対応するもののうち、まちづくり戦略
計画の重点取組事業として示達を行うものを該当事業とし、財源の重点配分を
行うものとする。

- 1 地域の未来を支える人づくり
- 2 文化芸術・スポーツの振興
- 3 環境保全と地球温暖化への対応
- 4 安全で安心できる生活環境の向上

- 5 子ども・子育て支援の充実
- 6 健やかに暮らせる保健・福祉・医療環境づくり
- 7 都市イメージの向上とにぎわいづくり
- 8 地域を支える産業の振興
- 9 中枢拠点機能の強化とコンパクトで美しいまちづくり
- 10 公共交通・自転車を利用したまちづくり
- 11 コミュニティを軸とした協働のまちづくり
- 12 行財政改革の推進

特に「多核連携型コンパクト・エコシティの推進」、「創造都市の推進」、「コミュニティを軸とした協働の推進」、「地域包括ケアの実現」の視点を有する事業については、積極的な展開を図ること。

第3 予算編成要領

1 基本的事項

- (1) 平成26年度の予算編成に当たっては、全庁を挙げて、所要財源の積極的な確保に努めるとともに、事務事業全般の徹底した見直しにより、経費の思い切った縮減・合理化に努めること。
- (2) 各事業の予算編成に当たっては、職員一人一人が、その事業の目的は何か、事業の実施による成果はどうであるべきか、成果に見合った経費であるかどうか、その積算根拠は適正であるか、を十分精査すること。
- (3) 予算見積りに当たっては、「財政運営指針」、「第6次行財政改革計画」、「平成25年度予算執行における指示事項」（平成25年3月25日付け高財第59号依命通達）を十分に踏まえること。
 - ア 既定の経費については、局長主導の下、経費全般にわたる徹底した見直しを、一件ごとに必ず行うとともに、施策・事業の厳しい選択と見直しにより確保した財源を、効果性の高い事業へ再配分するなど、後で定める枠配分経費において、積極的に取り組むこと。
 - イ 新規・拡充事業については、後年度負担、緊急性、必要性、有効性等について十分検討の上、スクラップ・アンド・ビルドの原則によること。

これに伴う財源については、課室内における既存事業の見直しによる財源の組替え等によって対処すること。

当該事業の内容、性格などに応じ、事業の終期または見直し時期の設定（サンセット方式）を考慮すること。

ウ 消費税率の引上げに伴う、歳入・歳出経費については、別紙「平成26年度予算編成における消費税率引上げの取扱いについて」により、適切に見積もること。

(4) 資産・債務に関する情報提供と適正管理を行うため作成している、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書および純資産変動計算書の4財務諸表（公会計）の結果を本市行財政運営全般に活用するよう工夫する。

(5) 老朽化が進む公共施設については、適正な維持管理や長寿命化を図るとともに、24年9月策定の「高松市ファシリティマネジメント推進基本方針」に基づき、施設に係る経費の最小化と施設効用の最大化を図ること。

(6) 制度の改正が確実に見込めるものを除き、現行制度に基づいて見積もることとするが、今後示される国・県の予算編成、地方財政対策等の動向を注視し、具体策が示された場合には、既存の事業との関連性や事業の必要性・効果等の検討を十分行った上で、計上すること。

予算要求後において、国等の予算編成の内容等に基づき、要求を変更する必要が生じた場合は、事前に財政課と協議を行うこと。

(7) 市単独事業（個人給付的な扶助費、補助金および減免措置等）については、適切な見直しを検討すること。

見直しの基本的な視点は、以下のとおりである。

- ① 国・県補助事業に係る市単独上乘せ事業の廃止または縮小
- ② 給付対象者の負担能力に応じた所得制限の設定やその見直し
- ③ 公開事業評価等の判定結果等を考慮した類似事業全般の見直し
- ④ 見直しにより得られた財源のより効果性の高い事業への再配分
- ⑤ 補助金・交付金については、「補助金等見直し方針」に則り、その必要性・効果等の検討。
- ⑥ 包括外部監査結果報告の指摘、意見を踏まえた、社会情勢の変化に対応した制度への見直し

(8) 合併協議に基づく事業経費については、協議内容等を踏まえ、適切に見積もること。見積りに当たっては、合併効果を最大限生かし、一般財源の節減に努めること。

なお、合併地区関係予算については、旧市分と区分し、地域審議会等での説明等に対応できるよう、適切に経理すること。

(9) 特別会計および企業会計については、独立採算の原則を念頭に、安易に一般会計からの繰入れに依存することなく、経営的視点に立ち、財政の健全化を図ること。

(10) 債務負担行為については、後年度の財政負担を伴うものであり、その増加は財政硬直化の要因ともなることに留意すること。

(11) 外郭団体等については、「高松市外郭団体の運営等指導基準」に基づき、民間の経営理念を取り入れ、団体の自立性を高めること。

(12) 市民に財政運営への理解と協力を得るため、局ごとの要求総額や、主な事業の要求状況と決定額を本市ホームページに掲載しており、各局課は、予算編成に係る説明責任の全うに留意すること。

(13) 年度途中における予算補正は、当初予算成立後における制度の改正や災害関連経費などで真にやむを得ないもの、または、当初予算編成の中で協議したもの以外は行わない方針であるので厳に留意すること。

特別な理由により当初予算に計上することが困難なものについては、その見込額等を別途「当初予算に要求できない事業に関する調書」により提出すること。

(14) 議決機関・監査委員の意見や指摘事項、包括外部監査結果および公開事業評価の結果等については、その考え方等を参考として、類似事業全般について、的確な予算見積りと速やかな改善を図ること。

また、請願・陳情等についても、その事業の必要性、緊急性等を慎重に検討するとともに、実現性の可否を明確にし、安易に予算要求することのないよう留意すること。

2 予算要求の全般的事項

I 総括

(1) 第6次行財政改革計画に掲げる予定の実施項目については、これを反映した要求とすること。

(2) 第4期まちづくり戦略計画の重点取組事業等示達対象事業については、市民政策局において、その事業の必要性、効果性や後年度の将来負担を踏まえるとともに、多額の財源不足が生じている財政状況を勘案し、新たなまちづくりに真に必要な事業を厳選することにより、各局に対する示達をされたいこと。

(3) 歳入予算の見積りに当たっては、新たな財源の検討も含め、全力を挙げて財源の確保に取り組むこと。

新規・既存の事業を問わず、国・県の補助制度の総点検・確認を必ず行うとともに、各種団体の助成制度についても調査・検討し、積極的に活用すること。

(4) 歳出予算の見積りに当たっては、ゼロベースを基調に、事業の厳しい選択と集中を行い、必要最小限の経費で最大の行政効果を挙げること。

国・県の補助事業といえども、安易に実施することなく、その効果を十分検討すること。

II 予算要求基準

| 経費区分 | | 要求基準等 |
|-------|--|---|
| 経常的経費 | ① 義務的経費 (人件費, 扶助費, 公債費) | <u>ゼロベースからの積み上げによる。</u> |
| | ② 積立金, 投資及び出資金, 貸付金 | <u>ゼロベースからの積み上げによる。</u> |
| | ③ 繰出金 | <u>特別会計の経費を本要求基準に準じ算定すること。</u> |
| | ④ 変動的経費および枠配分経費 上記の経費は, 経常的経費のうち, 上記①, ②, ③に掲げるもの以外のすべての経費(物件費(賃金, 旅費, 需用費, 使用料及び賃借料, 委託料, 備品購入費等), 維持補修費その他の一般管理経費, 補助費等, 普通建設事業費)である。 ア 変動的経費とは, 年度間変動により臨時的に発生する経費をいう。 イ 枠配分経費とは, 変動的経費を除いた経常的・固定的な一般管理経費をいう。その主旨は, 枠配分経費内で, 局長主導の下, 事業の選択と見直しを行い確保した財源を再配分することにより, 効率的かつ効果的な行政運営を行うものである。 | ア 変動的経費については, <u>ゼロベースからの積み上げによる。</u> 当該経費の必要性, 妥当性を十分精査し, 安易に計上することがないよう留意すること。 施設の長寿命化計画に基づく修繕等に要する経費については, 当該計画を提出すること。 イ 枠配分経費については, <u>一般財源ベースで, 本編成方針にあわせて各局長に通知した枠配当額の範囲内で見積もること。</u> 26年度の枠配分額は, 25年度当初予算額を基本に, 消費税率引上げに伴う影響額を加算した上で, 配当している。 原則として, 局内で調整した結果が要求基準に基づいている場合は, 要求どおり認めることとする。ただし, 国の予算編成や地方財政対策の動向等の要因により予期せぬ財源不足が生じた場合や, 枠配分の主旨に沿っていない要求は, 調整する場合がある。 |
| 政策的経費 | ⑤ まちづくり戦略計画 | <u>ゼロベースからの積み上げによる。</u> 示達の内容を十分踏まえるとともに, 原案で採択となった場合でも, その所要額については, 再度徹底して精査を行い, 節減に努めること。 |
| | ⑥ 投資的経費(普通建設事業費等) | <u>ゼロベースからの積み上げによる。</u> 平成25年度予算において経常的経費であった事業を投資的経費で要求しようとする場合は必ず, 財政課と協議すること。 |

- ※1 別途指示があったものは、それに基づき見積もること。
- ※2 変動的経費および枠配分経費については、予算明細書に対象経費である表示をするとともに、その調整結果について、報告書を提出すること。
- ※3 平成26年度に限り、枠配分経費に係る電気料金値上げに伴う増額分の経費は、枠配分外の経費（変動的経費）として要求を認める。
- ※4 枠配分経費の精度を高めるため、25年度決算状況について、改めて報告を求めることとする。
- ※5 消費税率の引上げに伴う経費負担の考え方は、別紙「平成26年度予算編成における消費税率引上げの取扱いについて」のとおり

Ⅲ 歳入に関する事項

(1) 市 税

今後の経済情勢の動向や市民所得の推移、地方税制度改正の動向等を見極めるとともに、本年度の収入見込額、過去の実績等を勘案の上、見積もること。

(2) 国・県支出金

事務事業の緊急性、必要性など、対象事業を厳選する一方、国・県の制度改正、予算編成の動向等にも注意を払い、確実な見積りに努めること。

ア 国・県の制度改正により補助金等が廃止・減額となる事務・事業については、行政サービスのあり方を見直しこととし、原則として市費への振替は認めない。

イ 特に、県単独の補助金等について、廃止・縮減の動きがある場合は、県に対し強く申し入れ、その確保を図ること。

ウ 国・県補助事業の市費継ぎ足しは、根本的に見直し、廃止または縮減を図るとともに、自ら市費継ぎ足しを行わないこと。

(3) 使用料及び手数料，分担金及び負担金，雑入

ア 26年4月1日からの消費税率引上げに伴う使用料等の改定を適切に反映した要求とすること。

イ 「高松市受益者負担見直し基準」に基づき、受益者負担の原則、住民負担の公平確保の観点を踏まえ計上すること。

ウ 公共施設については、管理経費等に見合う使用料設定に留意すること。

エ 自動販売機の公募設置による手数料や広告料収入等、新たな収入の創出も工夫すること。

(4) 市 債

市債は、その元利償還である公債費が、後年度の財政運営に大きな影響を及ぼすことから、市債残高が累積しない財政構造を確立するため、プライマリーバランスに留意し、市債の発行総額を公債費の元利償還金額の範囲内としているところである。

このことを踏まえ、市債の活用にあたっては、事業の緊急性、必要性等を十分に検討し、適債事業を厳選して抑制に努めるとともに、後年度に地方交付税措置のある合併特例債や過疎債等を最大限活用すること。

事業の適債性、充当率等については、財政課と事前に協議すること。

(5) 財産収入等

ア 新たな建設事業に伴う跡地については、建設事業年度を考慮した売却等により、財源確保に努めること。

イ 貸付金に係る元利収入については、適切な債権管理を行い、収入の確保に努めること。

ウ 財産運用収入については、財産の適正な管理の下、極力有利に運用し、増収を図ること。

エ 土地開発公社保有分を含む未利用地等については、売却も含め、その有効活用策について、更に検討すること。また、貸付けについても、公共施設等の空きスペースの有効活用や貸付料の見直しを行うこと。

IV 歳出に関する事項

26年度においては、種々の経費積算方法の見直し等が予定されているので、該当経費については適切に算定すること（消費税率引上げ、公共工事労務単価、建築物に係る設計・監理費、建物清掃業務費、電気料金など）。

(1) 人件費

ア 「高松市職員数の適正化計画」に基づき、定員管理の適正化や非常勤嘱託職員を含めた給与費の抑制に努めること。

イ 既存事務事業の内容を更に精査し、外部委託化や嘱託化の推進、ボランティア等との協働や市民参画の促進、局内相互応援制度の活用を図ること。

ウ 労働時間の短縮や職員の健康保持の観点からも、休日・時間外勤務の

一層の縮減に取り組むこと。

(2) 物件費，維持補修費その他の一般管理経費

事務事業の見直しや競争原理の強化により，更なるコスト縮減を図ること。特に，施設の老朽化等により維持管理経費の増加が見込まれることから，「高松市公共施設管理運営基準」等を踏まえ，仕様を再度見直し，経費節減を図ること。

ア 賃金

計画的な事務事業の執行と課内や局内の応援体制等により，最小限の計上にとどめ，臨時の業務等であっても，真にやむを得ないものに限定すること。

なお，一般事務補助については，週25時間以内で見積もること。

イ 旅費

出張の目的，効果，緊急度，日程等を十分検討し，真に必要なものに限定して計上すること。特に，総会等で資料を持ち帰るだけの出張は認めない方針であるので計上しないこと。

なお，四国県都の主管者会議については，電子メール等を活用するなど，他の協議，情報収集方法への見直しを図り，それが困難な場合に限り，日帰りができるよう会議日程を組むこと。

ウ 需用費，備品購入費等

(ア) 消耗品費；在庫管理を徹底するとともに，現に使用しているものを有効活用するなど極力節減を図り，24年度決算および25年度決算見込を踏まえ，適確に見積もること。

耐久性のある事務用品は，現に使用不能となり，事務処理に支障を来しているものの更新以外は計上しないこと。

形式的な贈呈用消耗品，行事参加記念品は廃止すること。

(イ) 燃料費；環境負荷の低減に留意し，使用量を的確に把握し，必要量を的確に計上すること。

(ウ) 食糧費；会議の時間帯・人数・回数・金額を見直し，行政執行上必要かつ最小限の範囲内にとどめること。

(エ) 印刷製本費；可能な限り庁内印刷，庁内LAN等を活用することとし，刊行物の整理統合を行うとともに，ホームページやケーブルテレビなどの活用も検討し，ペーパーレス化を推進すること。

(オ) **光熱水費**；契約方法や使用量の再点検を行うこと。特に，電気料金については，今年7月の料金値上げ分を単に上乗せするだけでなく，その節減に努めること。

(カ) **施設の維持補修費**；現況を十分に把握し，緊急性，必要性等が高いものを優先的に実施するなど，適正な維持管理に努めること。

将来，負担が想定される経費を把握し，施設の長寿命化を図る観点からの計画的・効率的な対応により，事業費の平準化に努めること。

(キ) **使用料及び賃借料**；会議等については，庁舎内での開催を原則とし，庁外での会議室等の借上料は，原則として認めない方針であること。

複写機使用料については，資料等の作成の工夫，パソコンの活用等により，コピー量の節減を図ること。

(ク) **備品購入費**；新規購入，更新とも真に必要なものに限って計上すること。

エ **委託料**

本年度の執行状況を踏まえ，改めて委託業務の内容を見直し，必要最小限の委託内容とするとともに，長期継続契約の締結や，競争原理の強化，他課との共同発注などを検討すること。

また，課等で対応している情報処理システムの新規・増設に係る開発や，保守関係経費の妥当性については，事前に情報政策課と協議し，同課が発行する「見積精査通知書」を必ず提出すること。

なお，外郭団体への委託事業経費については，「高松市外郭団体の運営等指導基準」を踏まえ，業務の一層の効率化を図るなど，十分精査の上，見積もること。

(3) **扶助費**

国・県の制度によるものについては，対象，金額等はその範囲内で行うこととし，従来の見積方法を見直し，過去の推移，不用額の状況等を十分精査の上，厳格に見積もること。

(4) **補助費等**

ア 各種負担金・補助金及び交付金については，行政の責任分野，経費負担のあり方，行政効果等を考慮する中で，必要不可欠なものに限って見積もること。

補助金等については、22年度に策定した「補助金等の見直し方針」に則って、抜本的な見直しを行うこととし、その結果を「補助金等見直し報告書」に記載し、提出すること。

また、負担金のうち、各種団体会費については、加入目的や活動効果を改めて確認し、形式的なものについては脱会を検討すること。また、負担額についても、事業内容や繰越金の状況を踏まえ、適正であるか否か検討すること。

イ 市単独の負担金・補助金・交付金の新規または増額計上は、既存の補助金等について相当額をスクラップした場合にのみ認めるものであること。なお、新設する補助金等については、終期または見直し時期を必ず設定すること。

ウ イベント・行事についても「補助金等の見直し方針」に則って見直しを行うとともに、県等構成団体の負担割合を明確にしておくこと。

なお、全額市費負担の実行委員会方式の事業は、認めない方針であること。

エ 各種事業の参加記念品は、廃止すること。

オ 各種会議等の用務出張における懇親会経費の負担金は、原則として認めない方針であること。

カ 全ての補助金および交付金については、26年度においても、その名称、予算額および交付先等の内容をホームページ上で公開することとしているので、説明責任が果たせるよう、適切に見積もり、要求すること。

(5) 投資的経費（普通建設事業費等）

事業の緊急性、必要性、投資効果、後年度の財政負担等を考慮する中、優先順位の高いものから事業を選別・選択の上、見積もること。

また、「高松市公共工事コスト適正化指針」等を踏まえ、品質の確保と施設の長寿命化に留意しながら、効果的なコスト縮減を図るとともに、市債の抑制にも十分配慮すること。

ア 建設事業等については、計画・設計の段階から、工法・工期等を見直すなど、積算段階でコスト縮減に努めること。

イ 補助事業については、国・県の施策、財源措置等の動向に十分注意を払い、より有利な補助制度の検討など財源確保に創意工夫を凝らすこと。

また、超過負担が生じないように十分注意すること。

ウ 市単独事業については、緊急性、必要性、効果、施設水準の適正化等を十分検討し、事業の重点化に努め、コスト縮減を図ること。

エ 施設の新・増改築および大規模改修については、ファシリティマネジメントの観点から、建設費の低減や財政負担の平準化を図るほか、後年度に経済的・効率的な管理運営および維持補修ができるよう十分配慮すること。

オ 工事等の設計は、特に専門的なものを除き、内部対応し、建築関係の設計委託については建築課等と十分協議の上、計上すること。

計上に際しては、民間の建設コストとも比較するなど、所要経費を精査すること。

カ 用地の購入については、地価の情勢を認識し、利用目的・時期、国の補助認証見込み、取得の見込みなど確実な見通しを立て、計上すること。

土地開発公社により先行取得した土地については、計画的に買い戻しを行うほか、未利用地を含めた事業化検討や未利用地等を交換物件とすることなど、その有効活用を検討すること。

用地購入を計画する場合は、別途「用地需要計画書」を提出すること。

3 その他

(1) 予算見積電算入力および資料提出期限

平成25年10月31日（木）

ただし、投資的経費およびまちづくり戦略計画の重点取組事業等の示達に基づくものについては、11月29日（金）とする。

(2) 予算編成過程における経過、関係書類等は、部外秘扱いとし、対外関係には、特に注意すること。

(3) 予算編成日程

平成25年10月 9日（水） 予算編成方針に関する局課長会

予算編成事務担当者説明会

平成25年11月 5日（火） 財政課長ヒアリング開始（予定）

平成25年12月17日（火） 財政局長ヒアリング開始（予定）

以降の日程等については、後日連絡するものとする。